

JAFの自動車税制改正に関する要望活動

[HOME](#) > [JAFの自動車税制改正に関する要望活動](#) > 知ってる？クルマの税金

知ってる？クルマの税金

※税額・税率は2018年5月1日現在

- ! 自動車には9種類も税金がかけられています
- ! 最初の3年間で50万円以上も支払っています
- ! およそ40年も本来の約2倍の税率がかけられています
- ! 取得・保有の段階では海外と比べて約2~32倍も高くなっています
- ! 日本の税込額約1割を自動車ユーザーが負担しています



! 自動車には9種類も税金がかけられています

自動車には「買ったとき(取得)」「持っている時(保有)」「走行している時(使用)」のそれぞれで税金がかけられ、その種類は9種類にもなります。

※ただし、車種によって払う種類は異なります。

自動車にかかる税金の種類

取得段階	自動車取得税、消費税
保有段階	自動車税、軽自動車税、自動車重量税
使用段階	揮発油税、地方揮発油税、 軽油引取税、 石油ガス税、消費税



▲ [このページのトップへ](#)

! 最初の3年間で50万円以上も支払っています

例えば

車体価格/180万 排気量/1,800cc 車両重量/1,100kg の車を購入し、年間ガソリン使用量/1,000リットルで3年間使用した場合・・・

(※ガソリン小売り価格は消費税込150円/リットルで換算)

(※エコカー減税等の適用外車両)

(※自動車重量税額は4,100円/0.5トン/年で計算)



	自動車取得税	税額
取得(購入)段階	自動車取得税	48,600 円
	消費税	144,000 円
保有段階	自動車重量税(3年分)	36,900 円
	自動車税(3年分)	118,500 円

使用(走行)段階	ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	161,400 円
	消費税	33,300 円
3年間で542,700円!		

▲ このページのトップへ

! およそ40年も本来の約2倍の税率がかけられています

自動車ユーザーは道路整備費の財源をまかなうため、一時的な暫定措置として本来の税率の約2倍の税金を負担してきました(暫定税率といわれていた特例税率)。
暫定税率は道路特定財源が一般財源化された2009年で廃止されたものの、国の財源が厳しい状況にあることから当分の間現在の税率水準を維持するとして従前とほぼ同じ税率が維持され、重い負担が今も続いています。



2018年度の自動車税制

エコカー減税等適用外の自家用乗用車の場合(軽自動車税を除く)

	本来の税率	現行の税率	本来の税率との比較
自動車取得税	3%	3%	-
自動車重量税※	2,500円/0.5t/年	4,100円/0.5t/年	1.6倍
		車齢13年超の車両 5,700円/0.5t/年	2.3倍
		車齢18年超の車両 6,300円/0.5t/年	2.5倍
自動車税	排気量に応じ課税	排気量に応じ課税	-
軽自動車税	10,800円/年	10,800円/年	-
ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	28.7円/ℓ	53.8円/ℓ	1.9倍
軽油引取税	15.0円/ℓ	32.1円/ℓ	2.1倍
石油ガス税	17.5円/kg	17.5円/kg	-
消費税	8%	8%	-

※電気自動車をはじめとしたエコカー減税対象車等の一定の燃費性能の基準を満たすものは、原則として新規登録時に限り税率の上乗せはなく「本来の税率」が適用され、更にその燃費性能により25%から100%の減税がなされます。

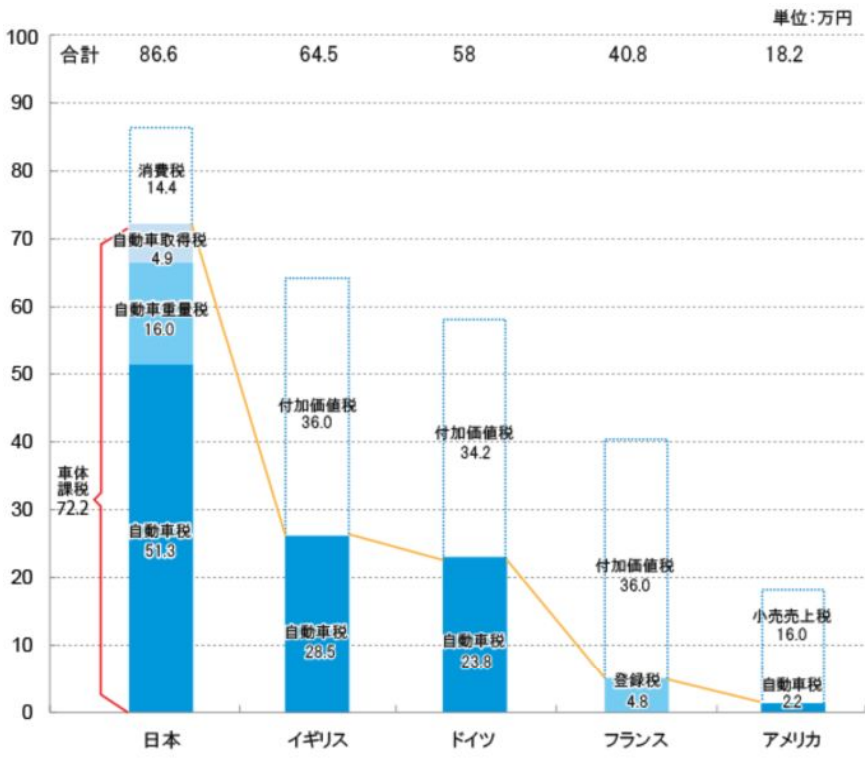
▲ このページのトップへ

! 取得・保有の段階では海外と比べて約2~32倍も高くなっています

取得・保有段階での自動車固有の課税(車体課税)は、欧米諸国の約2~32倍も高くなっています。



取得・保有段階での車体課税の国際比較 (13年間使用した場合)



前提条件: [1]排気量 1800cc [2]車両重量 1.5トン以下 [3]車体価格 180万円 [4]JC08 モード燃費値: 15.8km/リットル(CO2排出量: 147g/km)[5]フランスはパリ市、アメリカはニューヨーク市 [6]フランスは課税馬力 8 [7]13年間使用(平均使用年数:自動車検査登録情報協会データ)[8]為替レート: 1ユーロ131円、1ポンド151円、1ドル112円(2017年4月~2018年3月の平均)
 ※2018年4月時点の税体系に基づく試算 ※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず

資料: 自動車税制改革フォーラム調べ

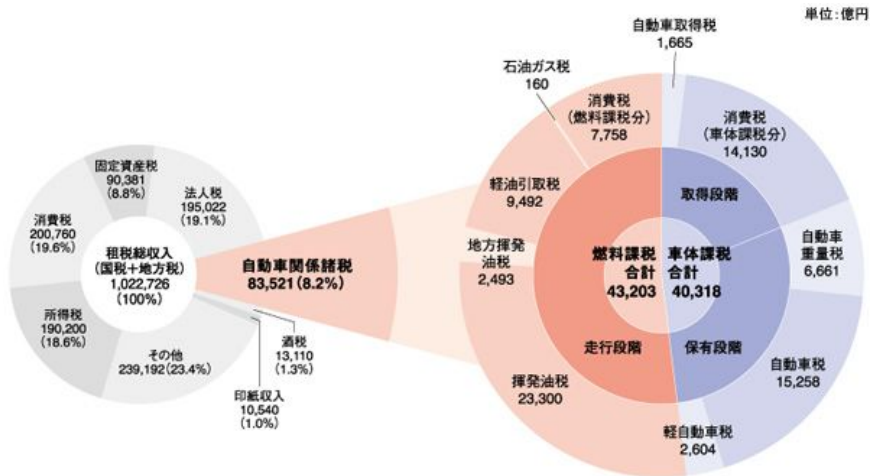
▲ このページのトップへ

日本の税収額の約1割を自動車ユーザーが負担しています

自動車ユーザーが負担している自動車関係諸税の税収は、国の租税総収入の8.2%にあたる8兆3,000億円にもなります。



2018(平成30)年度租税総収入の税目別内訳並びに自動車関係諸税の税収額(当初)



注: 1.租税総収入内訳の消費税収は自動車関係諸税に含まれる消費税を除く。
 2.自動車関係諸税の消費税収(自動車整備含む)は日本自動車工業会の推定。
 3.消費税収には地方消費税収を含む。

資料: 日本自動車工業会、財務省、総務省

JAF公式ソーシャルアカウント

Facebook	JAF日本自動車連盟 JAFモータースポーツ e-JAF STATION 芦屋
Twitter	JAF公式Twitter JAF PLUS Tokyo JAFモータースポーツ公式Twitter
YouTube	JAFチャンネル【JAF公式】 eJAFMATE

JAFを呼びたい

全国共通・年中無休・24時間

■ナビダイヤル

0570-00-8139

通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。
※携帯電話の無料通話分対象外。

■短縮ダイヤル

#8139

通話料は有料。ただし、固定電話[ダイヤル回線]および一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。

■ナビダイヤル及び短縮ダイヤルがご利用になれない場合
電話以外の依頼方法■電話がつながりにくい場合は、アプリからも救援依頼ができます。
救援アプリJAFを呼ぶ

JAFに入会する

[入会金・年会費について](#)

[個人会員に入会する](#)

[JAFカードでのご入会](#)

[家族会員に入会する](#)

[個人会員と家族会員に同時に入会する](#)

[法人会員に入会する](#)

[紹介入会のご案内](#)

[入会各種手続き](#)

[JAFロードサービスと自動車保険付帯サービスの違い](#)

[入会についてよくあるご質問](#)

会員優待を使う

[会員優待情報JAFナビ](#)

[ガソリンスタンド](#)

[道の駅](#)

[グルメ](#)

[ショッピング](#)

[宿泊](#)

[トラベル](#)

[すべて見る](#)

マイページを使う

[マイページ登録済の方](#)
[ログイン](#)

[未登録の方](#)
[マイページ登録はこちら](#)

[マイページでできること](#)

[マイページよくあるご質問](#)

電話でのご案内

[JAF 総合案内サービスセンター](#)

入会手続きや会員住所変更、会員優待サービス等、JAFのサービスについて電話でご案内します。

[文字サイズの変更](#) | [個人情報保護方針](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [特定商取引法](#) | [サイトポリシー](#) | [ソーシャルメディア利用規約](#) | [情報提供終了](#) | [メディアの皆様へ](#)